

信州幼児教育フィールド研修実践事例作成業務 仕様書

1 件名

信州幼児教育フィールド研修における実践事例作成業務

2 目的

県内にフィールド研修を実施する5つの園を選定（学びの改革実践園という）し、その実践園を中心とした往還型の研修を実施するとともに、実践事例を開発し、幼児教育の質の向上を図る。

3 委託期間

契約の日から令和4年1月28日までとする。

4 事業概要

(1) フィールド研修及び実践事例の作成

- ・実践園は、園において行っている質の高い幼児教育を実践事例として、フィールド研修の場で実際の保育の様子も含め、研修受講者に提供する。
- ・フィールド研修受講者は、フィールド研修受講者が勤務する園（研修受講園という）において、実践事例及び意見交換を参考に保育を行う。
- ・フィールド研修受講者は、自園での保育によって得られた成果と課題をまとめ、2回目のフィールド研修に持ち寄り、意見交換会において実践園にフィードバックする。実践園は、実践事例をよりよいものに更新し、その後の保育に反映させる。
- ・実践園は、2回のフィールド研修を通して得られた成果を汎用性のある保育の実践事例として完成させ、信州幼児教育支援センターへ納入する。

(2) 幼児教育推進リーダー用務

- ・信州幼児教育支援センターは、フィールド研修の実践園の代表者等を幼児教育推進リーダーに任命する。
- ・幼児教育推進リーダーは、幼児教育推進リーダー会議（年3回）に出席するとともに、信州幼児教育支援センターの施策について検討する専門部会（年4回、うち2回は幼児教育推進リーダー会議と同日開催）に参加し、保育現場の実態に基づき意見する。
- ・幼児教育推進リーダーは、受講者のためのフィールド研修ガイダンス及び研修リフレクションへ参加する。

5 委託内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

(1) フィールド研修の業務

- ①実践園は、年間2回フィールド研修を実施する。
- ②フィールド研修は、実際の保育の様子を公開する「公開保育」と、公開保育終了後に研修参加者との意見交換会を行う構成とする。
- ③実施時期は、
第1回：7月～8月頃 第2回：10月頃

- ④公開保育は1回あたり1クラス2時間とし、受講者は1回あたり20名程度とする（受講園1園あたり2名、計10園を想定）。なお、受講者は可能な範囲で、同じメンバーとする。
 - ⑤意見交換会は2時間を目安に行い、学級担任と園長または主任の2名が出席する。
 - ⑥当日は受講者に、実践事例や保育に係る簡単な資料を配付する。
- ※コロナウイルス感染症の県内における感染拡大状況によっては、公開保育等を行わず、オンラインによって、実践園の保育実践報告に代える等、柔軟に内容を変更しながら実施する。

(2) フィールド研修実施に向けた準備

- ①実践園は(1)の実施に向けて、実践事例の内容や実施時期等を定めた概要計画を立案する。
- ②実践事例の内容は、別紙「作成する実践事例について」に基づいてまとめたものとする。
- ③第1回、第2回のそれぞれのフィールド研修開催前に、信州幼児教育支援センターの幼児教育コーディネーターをはじめとするファシリテーターと、公開保育と意見交換会の内容について打合せを行う。

(3) 実践事例のまとめ

(2)の②で作成した実践事例は、意見交換会における受講者からの意見・感想と園内の検討内容を加えたものとし、修正を加え、2回のフィールド研修を経た後、最終的に作成したものを納入する。

(4) 会議への出席

実践園の代表者は、次の会議へ出席する。

- ・信州幼児教育支援センター全体会・第1回幼児教育推進リーダー会議・第1回専門部会（6月同日開催）
- ・フィールド研修ガイダンス（6月）
- ・第2回専門部会（7月）
- ・第3回専門部会、第2回幼児教育推進リーダー会議（9月同日開催）
- ・フィールド研修リフレクション（11月）
- ・第4回専門部会、第3回幼児教育推進リーダー会議（12月同日開催）

6 成果物、及び納入期限

成果物（別紙「作成を依頼する実践事例について」参照）は、信州幼児教育支援センターに確認し、必要に応じて修正を加え、再確認を受けて納入期限までに提出すること。

成果物	納品部数	納入期限
実践事例	電子媒体1部	令和4年1月28日

7 納入場所

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課 信州幼児教育支援センター事務局

8 受託者に求める要求条件

(1) 要求要件の概要

ア 受託者に求める要求要件は「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。

イ 以下に示す要求要件は、必須かつ最低限の要求要件を示しており、これを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外されること。

(2) 要求要件の詳細

ア 事業実施主体の経験・適格性

事業遂行可能な体制を確保するため、下記①②を踏まえた事業実施体制を配備すること。契約終了日までに② a)、b) それぞれのスタッフに変更がある場合は、長野県教育委員会の許可を得ること。

① 受託者が提供すべき必要最低限の取組は以下のとおりである。

- a) 「環境を通して行う保育」に関する取組
- b) 「情緒の安定（養護）と教育の一体化」に関する取組
- c) 「遊びを通しての総合的な保育」に関する取組
- d) 「幼児一人一人の発達段階、特性に応じた保育」に関する取組
- e) 「子育て支援、家庭との連携」に関する取組

② 受託者が提供すべき必要最小限のスタッフは以下のとおりである。

- a) ① a) ～① e) を実施するための園の代表者、例えば園長、副園長、主任等
- b) ① a) ～① e) を実施するための保育者、例えば幼稚園教諭、保育士、保育教諭等

イ 保育の実績

令和2年度に幼稚園、保育所、認定こども園等として園を経営し、① a) ～ e) を行った実績があること。それを証するため、保育の実績が分かるもの（園の経営概要や報告書、ドキュメンテーション等の記録等、既存のもの）を提出すること。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、信州幼児教育支援センターとの協議により業務の一部を委託することができるものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 所有権及び著作権等

この仕様により作成された成果物に関する所有権、及び著作権は、信州幼児教育支援センターに帰属するものとする。なお、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾の条件を確認した上で、無償かつ無制限に使用できるもののみ使用することとする。

10 その他

(1) 本仕様に記載されていないその他の事項については、信州幼児教育支援センターと受託者との協議の上、実施するものとする。

(2) 受託業務の実施にあたっては、長野県庁や実践園において打合せを行うこととする。また、受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、信州幼児教育支援センターとの連絡調整を行うこととする。